

平成30(2018)年度諮問(一)第4号  
答申(一)第6号

「生活保護法に基づく保護申請却下処分に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

## **第1 審査会の結論**

鹿沼市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成〇（〇〇）年〇月〇日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるという栃木県知事（以下「審査庁」という。）の判断は妥当である。

## **第2 諮問事案の概要**

平成〇（〇〇）年〇月〇日、処分庁は、審査請求人に対し、法第24条第3項に基づき、本件処分を行った。

平成29（2017）年10月6日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査庁に対し、本件審査請求を行った。

審査庁は、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、平成30（2018）年10月18日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

## **第3 審査関係人の主張の要旨**

### **1 審査請求人**

請求人が所有する住宅ローン付き住宅は、すぐに処分し現金化できる訳ではなく、仮に処分できたとしてもローン残高と相殺できるほど価値はないとし、昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「局長通知」という。）において、世帯の居住の用に供される家屋は、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められない限り、家屋の保有を認めていることから、本件処分は違法である。

### **2 審査庁**

審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却されるべきである。

## **第4 審理員意見書の要旨**

### **1 審理員意見書の結論**

本件処分を違法又は不当とする請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却される

べきである。

## 2 審理員意見書の理由

### (1) 本件処分に係る法令等の規定について

ア 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。

イ 資産の活用については、昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「次官通知」という。）第3資産の活用において、「最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、原則として処分の上、最低限度の生活の維持のために活用させること。」と規定している。

ウ 資産保有限度の具体的取扱いについては、局長通知第3資産の活用2家屋(1)当該世帯の居住の用に供される家屋において、「保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。」と規定している。

エ ただし、ローン付き住宅の保有については、昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（以下「課長通知」という。）第3資産の活用問14で、ローン付き住宅を保有している者から保護の申請があった場合について、「ローンにより取得した住宅で、ローン完済前のものを保有している者を保護した場合には、結果として生活に充てるべき保護費からローンの返済を行うこととなるので、原則として保護の適用は行うべきではない。」と規定している。

オ また、ローン付き住宅保有の例外として、平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」を基に収載された、生活保護手帳別冊問答集（以下「別冊問答」という。）問3-9ローン付き住宅の取扱いにおいて、「一般の不動産の場合と同様の基準により判断して保有が認められる程度のものであって、ローンの支払いの繰り延べが行われている場合、又は、ローン返

済期間も短期間であり、かつローン支払額も少額である場合には、ローン付き住宅の保有を認め保護を適用して差し支えない。」と規定している。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 請求人のローン付き住宅の保有の適否について

上記2(1)エのとおり、課長通知第3の間14では、「ローンにより取得した住宅で、ローン完済前のものを保有している者については、原則として、保護の適用は行うべきではない。」と規定されている。

資産申告書及び登記簿謄本によると、請求人が所有する住宅は、ローンにより取得したものであり、処分庁が行った法第29条による調査(以下「法第29条調査」という。)回答記載のとおり、ローン完済前のものである。

また、上記2(5)オのとおり、別冊問答問3-9では、例外としてローン付き住宅の保有を認め保護を適用して差し支えないケースを規定しているが、請求人の住宅ローンは繰り延べ処理が行われておらず、住宅ローン完済予定年月日は、平成〇(〇〇)年〇月〇日、支払残高は、〇〇〇〇円であり、ローン返済期間が短期間かつローン支払額が少額とは言い難い。

以上のことから、請求人の主張は失当であり、請求人は当該住宅を保有できる要件を満たしていないことから、当該住宅を保有しながら生活保護を適用することはできない。

イ 法第24条第3項に基づく本件処分について

局長通知第11の1(2)では「要保護者が、自らの資産(中略)の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行なうものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。」と規定している。

ケース記録表によると、処分庁は、請求人がローン付き住宅を保有できる要件を満たしていないことから、請求人に対して助言指導を行ったものの、請求人がこれに従わなかったことから、保護の要件を欠くものとして本件処分を行ったものであり、処分庁の判断は妥当であると認められる。

ウ 上記以外の違法性又は不当性についての検討

請求人は、その他、寝たきりで収入がなく生活が困窮している等、

種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではなく、本件処分については、他に違法又は不当な点は認められない。

#### エ まとめ

以上のことから、本件処分は、法令や各種通知に則って行われたものであり、違法又は不当な点はないことから、適法かつ妥当な処分であると認められる。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 本件審査請求について

本件処分は、請求人が行った生活保護申請に対し、請求人がローン付き住宅を保有していることを理由として、処分庁が法第24条第3項に基づき処分を行ったものであるため、以下、請求人はローン付き住宅を保有しながら保護の適用を受けることができるか否か、本件処分は、法や局長通知に則り適正に行われたか否か、その他本件処分に違法又は不当な点があるか否かについて、順次検討することとする。

#### (1) ローン付き住宅を保有している請求人への保護適用の適否について

課長通知第3の間14では、「ローンにより取得した住居で、ローン完済前のものを保有している者については、原則として保護の適用を行うべきではない。」とされている。また、別冊問答問3-9では、「一般の不動産の場合と同様の基準により判断して保有が認められる程度のものであって、ローンの支払いの繰り延べが行われている場合、又は、ローン返済期間も短期間であり、かつローン支払額も少額である場合には、ローン付き住宅の保有を認め保護を適用して差し支えない。」とされている。

したがって、ローン付き住宅を保有している者に対しては、別冊問答問3-9に記載されているケースに該当しない限り、保護を適用することができないことになる。

これらを本件について見ると、審理員意見書第3の2(1)に記載のとおり、処分庁が、行政不服審査法第32条第2項の規定に基づき審理員に提出した資産申告書及び登記簿謄本によれば、請求人が所有する住宅は、ローンにより取得したものであり、法第29条調査の回答によれば、ローン完済前のものであることが確認される。

また、請求人の住宅ローンについて、繰り延べ処理が行われた事実は

確認できず、法第29条調査の回答によれば、住宅ローン完済予定日は、平成〇(〇〇)年〇月〇日(処分時から起算した返済期間は、約〇年〇月)、未済額(支払残高)は、〇〇〇〇円であり、ローン返済期間が短期間かつローン支払額が少額とは言えないことから、別冊問答に規定する例外的に保護を適用できるケースには該当しないと思料される。

以上のことから、「請求人が主張するローン付き住宅を保有する理由は失当であり、請求人は当該住宅を保有できる要件を満たしていないことから、当該住宅を保有しながら生活保護を適用することはできない。」とした審査庁の判断は妥当である。

## (2) 法第24条第3項に基づく本件処分の妥当性について

局長通知第11の1では、保護申請時における助言指導について規定しており、具体的には、同通知第11の1(1)において、「要保護者が、保護の開始の申請をしたときは、保護の受給要件等について十分説明のうえ適切な指導を行なうこと。」、同通知第11の1(2)において、「要保護者が、自らの資産(中略)の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。」とされている。

これらを本件について見ると、請求人は、審査請求書において、処分庁の担当ケースワーカーは、ローン付き住宅保有という理由で、請求人の保護申請を却下し、請求人の事情を一切汲むことはないと主張している。

しかしながら、処分庁は、弁明書において、請求人に対して、平成〇(〇〇)年〇月〇日に任意売却や自己破産申立の必要性を助言するとともに、繰延返済の可能性について聞き取りを実施し、また、処分時にも自己破産申立や繰延返済の相談を行うよう助言を実施していると述べており、審理員に提出したケース記録表の写しにおいても、平成〇(〇〇)年〇月〇日に請求人の自宅を訪問し、自己破産手続及びローン返済状況の確認を行ったこと及び平成〇(〇〇)年〇月〇日の処分時にも助言を行ったことが記載されていることを踏まえると、処分庁は、局長通知の規定に則り、適切な助言指導を行ったものと判断される。

なお、請求人は、審査請求書において、自己破産の手続に入る予定である旨を述べているが、処分庁は、平成〇(〇〇)年〇月〇日の訪問調

査時に、自己破産申立等の手続は行ってない事実を確認しており、また、請求人から処分庁に対して、具体的に自己破産申立等の手続を行った事実を示していないことや審理員の審理手続においても、当該主張を明らかにする証拠や反論書が提出されていないことを踏まえると、請求人の主張は採用できないものと判断される。

以上のことから、本件処分は、法や局長通知に則り適正に行われたものと認められ、「処分庁は、請求人がローン付き住宅を保有できる要件を満たしていないことから、請求人に対して助言指導を行ったものの、請求人がこれに従わなかったことから、保護の要件を欠くものとして本件処分を行ったものであり、処分庁の判断は妥当であると認められる。」とした審査庁の判断は妥当である。

### (3) その他の違法性又は不当性の検討について

請求人は、審査請求書において、寝たきりで収入がなく生活が困窮している等、種々主張している。

法第25条第1項では「保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。」とされているが、処分庁が提出したケース記録書及びケース記録表の写し並びに資産申告書等から総合的に判断すると、請求人は急迫した状況にはなく、法第25条第1項で規定する職権による保護を適用すべき状態にあったとは認められない。

よって、「本件処分については、他に違法又は不当な点は認められない。」とした審査庁の判断は妥当である。

### (4) まとめ

以上のことから、審理員意見書に記載のとおり、本件処分は、法令や各種通知に則って行われたものであり、違法又は不当な点はないことから、適法かつ妥当な処分であると認められるため、本件審査請求には理由がない。

## 2 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

## 3 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30(2018)年10月19日	・ 諮問庁から諮問書を受理
平成30(2018)年11月27日 (第13回審査会第2部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第1回審議
平成30(2018)年12月25日 (第14回審査会第2部会)	・ 第2回審議

### 栃木県行政不服審査会第2部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
入内澤 滋 夫	元栃木県県民生活部長	部会長職務代理者
小 坂 誉	弁護士	
坂 本 裕 一	株式会社下野新聞社取締役主筆	
畑 中 祥 子	白鷗大学法学部准教授	部会長

(五十音順)